

<p>中国人民银行令（2016）第 3 号</p>	<p>中国人民銀行令[2016]第 3 号</p>
<p>根据《中华人民共和国反洗钱法》、《中华人民共和国中国人民银行法》、《中华人民共和国反恐怖主义法》等法律规定，中国人民银行对《金融机构大额交易和可疑交易报告管理办法》（中国人民银行令（2006）第 2 号发布）进行了修订，经 2016 年 12 月 9 日第 9 次行长办公会议通过，现予发布，自 2017 年 7 月 1 日起施行。</p> <p style="text-align: right;">行 长 周小川 2016 年 12 月 28 日</p>	<p>《中華人民共和国アンチマネーロンダリング法》・《中華人民共和国中国人民銀行法》・《中華人民共和国アンチテロリズム法》等の法律の規定に基づき、中国人民銀行は、《金融機関による大口取引及び不審取引報告管理弁法》（中国人民銀行令[2006]第 2 号にて公布）に対して改訂を行い、2016 年 12 月 9 日の第 9 回総裁執務会議を通過したため、ここに公布し、2017 年 7 月 1 日より施行する。</p> <p style="text-align: right;">総 裁 周小川 2016 年 12 月 28 日</p>
<p>金融机构大额交易和可疑交易报告管理办法</p>	<p>金融機関による大口取引及び不審取引報告管理弁法</p>
<p style="text-align: center;">第一章 总 则</p>	<p style="text-align: center;">第一章 総 則</p>
<p>第一条 为了规范金融机构大额交易和可疑交易报告行为，根据《中华人民共和国反洗钱法》、《中华人民共和国中国人民银行法》、《中华人民共和国反恐怖主义法》等有关法律法规，制定本办法。</p>	<p>第一条 金融機関による大口取引及び不審取引の報告行為を規範化するため、《中華人民共和国アンチマネーロンダリング法》・《中華人民共和国中国人民銀行法》・《中華人民共和国アンチテロリズム法》等の関連法律・法規に基づき、本弁法を制定する。</p>
<p>第二条 本办法适用于在中华人民共和国境内依法设立的下列金融机构：</p>	<p>第二条 本弁法は、中華人民共和国国内において法に基づき設立された下記の金融機関に適用する：</p>
<p>（一）政策性銀行、商業銀行、農村合作銀行、農村信用社、村鎮銀行。</p>	<p>（一）政策性銀行・商業銀行・農村合作銀行・農村信用社・村鎮銀行。</p>
<p>（二）証券公司、期貨公司、基金管理公司。</p>	<p>（二）証券会社・先物会社・ファンド管理会社。</p>
<p>（三）保險公司、保險資產管理公司、保險專業代理公司、保險經紀公司。</p>	<p>（三）保險会社・保險資產管理会社・保險專門代理会社・保險仲介会社。</p>
<p>（四）信託公司、金融資產管理公司、企業集團財務公司、金融租賃公司、汽車金融公司、消費金融公司、貨幣經紀公司、貸款公司。</p>	<p>（四）信託会社・金融資產管理会社・企業グループ財務公司・金融リース会社・自動車金融会社・消費金融会社・短資会社・貸付会社。</p>
<p>（五）中国人民銀行確定並公布の应当履行反洗錢義務の從事金融業務の其他機構。</p>	<p>（五）中国人民銀行がアンチマネーロンダリングの義務を履行しなければならないと確定且つ公布する金融業務に従事するその他機関。</p>

<p>第三条 金融机构应当履行大额交易和可疑交易报告义务，向中国反洗钱监测分析中心报送大额交易和可疑交易报告，接受中国人民银行及其分支机构的监督、检查。</p> <p>第四条 金融机构应当通过其总部或者总部指定的一个机构，按本办法规定的路径和方式提交大额交易和可疑交易报告。</p>	<p>第三条 金融機関は、大口取引及び不審取引の報告義務を履行し、中国アンチマネーロンダリングモニタリング分析センターに大口取引及び不審取引報告を送信・報告し、中国人民銀行及びその分支機構の監督・検査を受けなければならない。</p> <p>第四条 金融機関は、その本部或いは本部が指定した機関を通じて、本弁法が規定するルート及び方式に基づき大口取引及び不審取引報告を提出しなければならない。</p>
<p>第二章 大额交易报告</p>	<p>第二章 大口取引報告</p>
<p>第五条 金融机构应当报告下列大额交易：</p> <p>（一）当日单笔或者累计交易人民币 5 万元以上（含 5 万元）、外币等值 1 万美元以上（含 1 万美元）的现金缴存、现金支取、现金结售汇、现钞兑换、现金汇款、现金票据解付及其他形式的现金收支。</p> <p>（二）非自然人客户银行账户与其他的银行账户发生当日单笔或者累计交易人民币 200 万元以上（含 200 万元）、外币等值 20 万美元以上（含 20 万美元）的款项划转。</p> <p>（三）自然人客户银行账户与其他的银行账户发生当日单笔或者累计交易人民币 50 万元以上（含 50 万元）、外币等值 10 万美元以上（含 10 万美元）的境内款项划转。</p> <p>（四）自然人客户银行账户与其他的银行账户发生当日单笔或者累计交易人民币 20 万元以上（含 20 万元）、外币等值 1 万美元以上（含 1 万美元）的跨境款项划转。</p>	<p>第五条 金融機関は、下記の大口取引を報告しなければならない：</p> <p>（一）当日の一件あたり或いは累計の取引が人民元で 5 万元以上（5 万元を含む）・外貨で 1 万米ドル相当以上（1 万米ドルを含む）の現金預入・現金引出・現金による人民元売買・現金による外貨両替・現金送金・現金による手形金の支払及びその他形式の現金受払。</p> <p>（二）非自然人である顧客の銀行口座とその他の銀行口座で発生した当日の一件あたり或いは累計取引が人民元で 200 万元以上（200 万元を含む）・外貨で 20 万米ドル相当以上（20 万米ドルを含む）の資金移動。</p> <p>（三）自然人である顧客の銀行口座とその他の銀行口座で発生した当日の一件あたり或いは累計取引が人民元で 50 万元以上（50 万元を含む）・外貨で 10 万米ドル相当以上（10 万米ドルを含む）の国内の資金移動。</p> <p>（四）自然人である顧客の銀行口座とその他の銀行口座で発生した当日の一件あたり或いは累計取引が人民元で 20 万元以上（20 万元を含む）・外貨で 1 万米ドル相当以上（1 万米ドルを含む）のクロスボーダーの資金移動。</p>
<p>累计交易金额以客户为单位，按资金收入或者支出单边累计计算并报告。中国人民银行另有规定的除外。</p>	<p>累計取引金額は、顧客を単位として、資金の受取或いは支払の一方の累計を計算・報告する。中国人民銀行に別の規定がある場合を除く。</p>
<p>中国人民银行根据需要可以调整本条第一款规定的大额交易报告标准。</p>	<p>中国人民銀行は、必要に応じて本条第一項が規定する大口取引報告の基準を調整することができる。</p>

<p>第六条 对同时符合两项以上大额交易标准的交易，金融机构应当分别提交大额交易报告。</p> <p>第七条 对符合下列条件之一的大额交易，如未发现交易或行为可疑的，金融机构可以不报告：</p> <p>（一）定期存款到期后，不直接提取或者划转，而是本金或者本金加全部或者部分利息续存入在同一金融机构开立的同一户名下的另一账户。</p> <p>活期存款的本金或者本金加全部或者部分利息转为在同一金融机构开立的同一户名下的另一账户内的定期存款。</p> <p>定期存款的本金或者本金加全部或者部分利息转为在同一金融机构开立的同一户名下的另一账户内的活期存款。</p> <p>（二）自然人实盘外汇买卖交易过程中不同外币币种间的转换。</p> <p>（三）交易一方为各级党的机关、国家权力机关、行政机关、司法机关、军事机关、人民政协机关和中国人民解放军、武警部队，但不包含其下属的各类企事业单位。</p> <p>（四）金融机构同业拆借、在银行间债券市场进行的债券交易。</p> <p>（五）金融机构在黄金交易所进行的黄金交易。</p> <p>（六）金融机构内部调拨资金。</p> <p>（七）国际金融组织和外国政府贷款转贷业务项下的交易。</p> <p>（八）国际金融组织和外国政府贷款项下的债务掉期交易。</p> <p>（九）政策性银行、商业银行、农村合作银</p>	<p>第六条 二項目以上の大口取引の基準に同時に合致する取引に対して、金融機関はそれぞれ大口取引報告を提出しなければならない。</p> <p>第七条 下記の条件のいずれかに合致する大口取引に対して、取引或いは行為が不審であることを発見していない場合、金融機関は報告しなくてよい：</p> <p>（一）定期預金の満期後、引出或いは資金移動を直接行わず、元本或いは元本に全て或いは一部の利息を加えて同一の金融機関に開設した同名義の別の口座に引き続き預け入れた場合。</p> <p>普通預金の元本或いは元本に全て或いは一部の利息を加えて同一の金融機関に開設した同名義の別の口座内の定期預金に振り替えた場合。</p> <p>定期預金の元本或いは元本に全て或いは一部の利息を加えて同一の金融機関に開設した同名義の別の口座内の普通預金に振り替えた場合。</p> <p>（二）自然人の直物外貨売買の取引プロセスにおいて異なる種類の外貨間で交換した場合。</p> <p>（三）取引の一方が各級党の機関・国家権力機関・行政機関・司法機関・軍事機関・中国人民政治協商会議及び人民解放軍・中国人民武装警察部隊である場合。但し、その下部の各種企業・事業団体は含まない。</p> <p>（四）金融機関の銀行間取引・銀行間債券市場において行う債券取引。</p> <p>（五）金融機関が金取引所において行う金取引。</p> <p>（六）金融機関内部の資金調達。</p> <p>（七）国際金融組織及び外国政府の貸付・転貸業務項目の取引。</p> <p>（八）国際金融組織及び外国政府の貸付項目の債務スワップ取引。</p> <p>（九）政策性銀行・商業銀行・農村合作銀</p>
--	---

<p>行、农村信用社、村镇银行办理的税收、错账冲正、利息支付。</p> <p>(十) 中国人民银行确定的其他情形。</p> <p>第八条 金融机构应当在大额交易发生之日起 5 个工作日内以电子方式提交大额交易报告。</p> <p>第九条 下列金融机构与客户进行金融交易并通过银行账户划转款项的，由银行机构按照本办法规定提交大额交易报告：</p> <p>(一) 证券公司、期货公司、基金管理公司。</p> <p>(二) 保险公司、保险资产管理公司、保险专业代理公司、保险经纪公司。</p> <p>(三) 信托公司、金融资产管理公司、企业集团财务公司、金融租赁公司、汽车金融公司、消费金融公司、货币经纪公司、贷款公司。</p> <p>第十条 客户通过在境内金融机构开立的账户或者境内银行卡所发生的大额交易，由开立账户的金融机构或者发卡银行报告；客户通过境外银行卡所发生的大额交易，由收单机构报告；客户不通过账户或者银行卡发生的大额交易，由办理业务的金融机构报告。</p> <p style="text-align: center;">第三章 可疑交易报告</p> <p>第十一条 金融机构发现或者有合理理由怀疑客户、客户的资金或者其他资产、客户的交易或者试图进行的交易与洗钱、恐怖融资等犯罪活动相关的，不论所涉资金金额或者资产价值大小，应当提交可疑交易报告。</p> <p>第十二条 金融机构应当制定本机构的交易监测标准，并对其有效性负责。交易监测标准包括并不限于客户的身份、行为，交易的资金来源、金额、频率、流向、性质等存在异常的情形，并应当参考以下因素：</p>	<p>行・農村信用社・村鎮銀行が取り扱う税収・記帳ミスの訂正・利息支払。</p> <p>(十) 中国人民銀行が確定するその他の状況。</p> <p>第八条 金融機関は、大口取引の発生日から 5 営業日以内に電子方式により大口取引報告を提出しなければならない。</p> <p>第九条 下記の金融機関が顧客と金融取引を行い且つ銀行口座を通じて金員を振り替えた場合、銀行機関は本弁法の規定に基づき大口取引報告を提出する：</p> <p>(一) 証券会社・先物会社・ファンド管理会社。</p> <p>(二) 保険会社・保険資産管理会社・保険専門代理会社・保険仲介会社。</p> <p>(三) 信託会社・金融資産管理会社・企業グループ財務公司・金融リース会社・自動車金融会社・消費金融会社・短資会社・貸付会社。</p> <p>第十条 顧客の国内の金融機関において開設した口座或いは国内銀行カードを通じて発生した大口取引は、口座を開設した金融機関或いはカード発行銀行が報告する；顧客の国外銀行カードを通じて発生した大口取引は、受取機関が報告する；顧客の口座或いは国内銀行カードを通じずに発生した大口取引は、業務を取り扱った金融機関が報告する。</p> <p style="text-align: center;">第三章 不審取引報告</p> <p>第十一条 金融機関が、顧客・顧客の資金或いはその他資産・顧客の取引或いは実行をもくろむ取引がマネーロンダリングやテロ融資等の犯罪活動に関わることを発見した或いは合理的な理由があり疑う場合、関連資金の金額或いは資産価値に関わらず、不審取引報告を提出しなければならない。</p> <p>第十二条 金融機関は、本機関の取引モニタリング基準を制定し、併せてその有効性に対して責を負わなければならない。取引モニタリング基準は、顧客の身分・行為、取引の資金原資・金額・頻度・流出方向・性質等に異常がある状況を含むが、これに</p>
--	---

<p>(一) 中国人民银行及其分支机构发布的反洗钱、反恐怖融资规定及指引、风险提示、洗钱类型分析报告和风险评估报告。</p> <p>(二) 公安机关、司法机关发布的犯罪形势分析、风险提示、犯罪类型报告和工作报告。</p> <p>(三) 本机构的资产规模、地域分布、业务特点、客户群体、交易特征，洗钱和恐怖融资风险评估结论。</p> <p>(四) 中国人民银行及其分支机构出具的反洗钱监管意见。</p> <p>(五) 中国人民银行要求关注的其他因素。</p> <p>第十三条 金融机构应当定期对交易监测标准进行评估，并根据评估结果完善交易监测标准。如发生突发情况或者应当关注的情况的，金融机构应当及时评估和完善交易监测标准。</p> <p>第十四条 金融机构应当对通过交易监测标准筛选出的交易进行人工分析、识别，并记录分析过程；不作为可疑交易报告的，应当记录分析排除的合理理由；确认为可疑交易的，应当在可疑交易报告理由中完整记录对客户身份特征、交易特征或行为特征的分析过程。</p> <p>第十五条 金融机构应当在按本机构可疑交易报告内部操作规程确认为可疑交易后，及时以电子方式提交可疑交易报告，最迟不超过 5 个工作日。</p> <p>第十六条 既属于大额交易又属于可疑交易</p>	<p>限らず、併せて以下の要素も参考にしなければならない。</p> <p>(一) 中国人民銀行及びその分支機構が公布するアンチマネーロンダリング・アンチテロ融資の規定及びガイド・リスク提示・マネーロンダリング類型分析報告及びリスク評価報告。</p> <p>(二) 公安機関・司法機関が公布する犯罪情勢分析・リスク提示・犯罪類型報告及び業務報告。</p> <p>(三) 本機関の資産規模・地域分布・業務の特徴・顧客グループ・取引の特徴・マネーロンダリング及びテロ融資リスク評価の結論。</p> <p>(四) 中国人民銀行及びその分支機構が作成するアンチマネーロンダリング監督管理意見。</p> <p>(五) 中国人民銀行が注意を要求するその他の要素。</p> <p>第十三条 金融機関は、定期的取引モニタリング基準に対して評価を行い、併せて評価結果に基づき取引モニタリング基準を完備しなければならない。突発的な状況或いは注意すべき状況が発生した場合、金融機関は遅滞なく取引モニタリング基準を評価及び完備しなければならない。</p> <p>第十四条 金融機関は、取引モニタリング基準を通じて選別した取引に対して人工的な分析・識別を行い、併せて分析プロセスを記録しなければならない；不審取引報告としない場合、分析・排除した合理的な理由を記録しなければならない；不審取引であることを確認した場合、不審取引報告の理由に顧客身分の特徴・取引の特徴或いは行為の特徴に対する分析プロセスを完全に記録しなければならない。</p> <p>第十五条 金融機関は、本機関の不審取引報告内部オペレーション規程に基づき不審取引であることを確認した後、遅滞なく電子方式により不審取引報告を提出しなければならない。遅くとも 5 営業日を超えてはならない。</p> <p>第十六条 大口取引にも不審取引にも属す</p>
---	--

<p>的交易，金融机构应当分别提交大额交易报告和可疑交易报告。</p> <p>第十七条 可疑交易符合下列情形之一的，金融机构应当在向中国反洗钱监测分析中心提交可疑交易报告的同时，以电子形式或书面形式向所在地中国人民银行或者其分支机构报告，并配合反洗钱调查：</p> <p>（一）明显涉嫌洗钱、恐怖融资等犯罪活动的。</p> <p>（二）严重危害国家安全或者影响社会稳定的。</p> <p>（三）其他情节严重或者情况紧急的情形。</p> <p>第十八条 金融机构应当对下列恐怖活动组织及恐怖活动人员名单开展实时监测，有合理理由怀疑客户或者其交易对手、资金或者其他资产与名单相关的，应当在立即向中国反洗钱监测分析中心提交可疑交易报告的同时，以电子形式或书面形式向所在地中国人民银行或者其分支机构报告，并按照相关主管部门的要求依法采取措施。</p> <p>（一）中国政府发布的或者要求执行的恐怖活动组织及恐怖活动人员名单。</p> <p>（二）联合国安理会决议中所列的恐怖活动组织及恐怖活动人员名单。</p> <p>（三）中国人民银行要求关注的其他涉嫌恐怖活动的组织及人员名单。</p> <p>恐怖活动组织及恐怖活动人员名单调整的，金融机构应当立即开展回溯性调查，并按前款规定提交可疑交易报告。</p> <p>法律、行政法规、规章对上述名单的监控另</p>	<p>る取引である場合、金融機関は大口取引報告及び不審取引報告をそれぞれ提出しなければならない。</p> <p>第十七条 不審取引が下記の状況のいずれかに合致する場合、金融機関は中国アンチマネーロンダリングモニタリング分析センターに不審取引報告を提出すると同時に、電子形式或いは書面形式で所在地の中国人民银行或いはその分支機構に報告し、併せてアンチマネーロンダリング調査に協力しなければならない。</p> <p>（一）マネーロンダリング・テロ融資等の犯罪活動への関与が明らかである場合。</p> <p>（二）国家安全への危害或いは社会安定への影響が重大である場合。</p> <p>（三）その他情状が重大或いは状況が緊急である場合。</p> <p>第十八条 金融機関は、下記のテロ活動組織及びテロ活動メンバーリストに対してリアルタイムのモニタリングを行い、顧客或いはその取引相手・資金或いはその他資産がリストに関わると合理的な理由があり疑う場合、直ちに中国アンチマネーロンダリングモニタリング分析センターに不審取引報告を提出すると同時に、電子形式或いは書面形式で所在地の中国人民银行或いはその分支機構に報告し、併せて関連主管部門の要求に応じて法に基づき措置を講じなければならない。</p> <p>（一）中国政府が公布或いは執行を要求するテロ活動組織及びテロ活動メンバーリスト。</p> <p>（二）国際連合安全保障理事会の決議において列挙されるテロ活動組織及びテロ活動メンバーリスト。</p> <p>（三）中国人民银行が注意を要求するその他テロ活動の嫌疑がかかる組織及びメンバーリスト。</p> <p>テロ活動組織及びテロ活動メンバーリストが調整された場合、金融機関は直ちに遡及性調査を行い、併せて前項の規定に基づき不審取引報告を提出しなければならない。</p> <p>法律・行政法規・規則に上述のリストの監</p>
---	---

<p>有规定的，从其规定。</p> <p style="text-align: center;">第四章 内部管理措施</p> <p>第十九条 金融机构应当根据本办法制定大额交易和可疑交易报告内部管理制度和操作规程，对本机构的大额交易和可疑交易报告工作做出统一要求，并对分支机构、附属机构大额交易和可疑交易报告制度的执行情况进行监督管理。</p> <p>金融机构应当将大额交易和可疑交易报告制度向中国人民银行或其总部所在地的中国人民银行分支机构报备。</p> <p>第二十条 金融机构应当设立专职的反洗钱岗位，配备专职人员负责大额交易和可疑交易报告工作，并提供必要的资源保障和信息支持。</p> <p>第二十一条 金融机构应当建立健全大额交易和可疑交易监测系统，以客户为基本单位开展资金交易的监测分析，全面、完整、准确地采集各业务系统的客户身份信息和交易信息，保障大额交易和可疑交易监测分析的数据需求。</p> <p>第二十二条 金融机构应当按照完整准确、安全保密的原则，将大额交易和可疑交易报告、反映交易分析和内部处理情况的工作记录等资料自生成之日起至少保存 5 年。</p> <p>保存的信息资料涉及正在被反洗钱调查的可疑交易活动，且反洗钱调查工作在前款规定的最低保存期届满时仍未结束的，金融机构应将其保存至反洗钱调查工作结束。</p> <p>第二十三条 金融机构及其工作人员应当对依法履行大额交易和可疑交易报告义务获得</p>	<p>督コントロールに対する別段の規定がある場合、その規定に従う。</p> <p style="text-align: center;">第四章 内部管理措置</p> <p>第十九条 金融機関は、本弁法に基づき大口取引及び不審取引報告の内部管理制度及びオペレーション規程を制定し、本機関の大口取引及び不審取引報告業務に対して統一的要求を提出し、併せて分支機構・付属機構の大口取引及び不審取引報告制度の執行状況に対して監督管理を行わなければならない。</p> <p>金融機関は、大口取引及び不審取引報告制度を中国人民銀行或いはその本店所在地の中国人民銀行分支機構に備案・報告しなければならない。</p> <p>第二十条 金融機関は、専任のアンチマネーロンダリングの職位を設け、大口取引及び不審取引の報告業務の責を負う専門職員を配置し、併せて必要な資源・保障及び情報の支援を提供しなければならない。</p> <p>第二十一条 金融機関は、健全な大口取引及び不審取引モニタリングシステムを構築し、顧客を基本単位として資金・取引のモニタリング分析を行い、各業務システムの顧客身分情報及び取引情報を全面的・完全・正確に収集し、大口取引及び不審取引モニタリング分析のデータ・ニーズを保障しなければならない。</p> <p>第二十二条 金融機関は、完全且つ正確・安全且つ秘密保持の原則に基づき、大口取引及び不審取引報告・分析結果及び内部処理状況を反映させた業務記録等の資料を作成日より少なくとも 5 年保存しなければならない。</p> <p>保存した資料がアンチマネーロンダリング調査を進行中の不審取引の活動に関わり、且つアンチマネーロンダリング調査業務が前項が規定する最低保存期間は満了したが終了していない場合、金融機関は当該資料をアンチマネーロンダリング調査業務が終了するまで保存しなければならない。</p> <p>第二十三条 金融機関及びその業務人員は、法に基づき大口取引及び不審取引報告</p>
---	---

<p>的客户身份资料和交易信息，对依法监测、分析、报告可疑交易的有关情况予以保密，不得违反规定向任何单位和个人提供。</p>	<p>義務の履行により取得した顧客身分の資料及び取引情報、法に基づく不審取引のモニタリング・分析・報告の関連状況について秘密を保持しなければならない、規定に違反していかなる団体及び個人に提供してはならない。</p>
<p style="text-align: center;">第五章 法律责任</p>	<p style="text-align: center;">第五章 法的責任</p>
<p>第二十四条 金融机构违反本办法的，由中国人民银行或者其地市中心支行以上分支机构按照《中华人民共和国反洗钱法》第三十一条、第三十二条的规定予以处罚。</p>	<p>第二十四条 金融機関が本弁法に違反した場合、中国人民銀行或いはその他の市中心支行以上の分支機構が《中華人民共和國アンチマネーロンダリング法》第三十一条・第三十二条の規定に基づき処罰する。</p>
<p style="text-align: center;">第六章 附 則</p>	<p style="text-align: center;">第六章 附 則</p>
<p>第二十五条 非银行支付机构、从事汇兑业务和基金销售业务的机构报告大额交易和可疑交易适用本办法。银行卡清算机构、资金清算中心等从事清算业务的机构应当按照中国人民银行有关规定开展交易监测分析、报告工作。</p>	<p>第二十五条 非銀行支払機構・為替業務及びファンド販売業務に従事する機構の大口取引及び不審取引報告は、本弁法を適用する。銀行カード決済機構・資金決済センター等の決済業務に従事する機構は、中国人民銀行の関連規定に基づき取引のモニタリング分析・報告業務を行わなければならない。</p>
<p>本办法所称非银行支付机构，是指根据《非金融机构支付服务管理办法》（中国人民银行令〔2010〕第2号发布）规定取得《支付业务许可证》的支付机构。</p>	<p>本弁法でいう非銀行支払機構とは、《非金融機関支払サービス管理弁法》（中国人民銀行令〔2010〕第2号にて公布）の規定に基づき《支払業務許可証》を取得した支払機構を指す。</p>
<p>本办法所称资金清算中心，包括城市商业银行资金清算中心、农信银资金清算中心有限责任公司及中国人民银行确定的其他资金清算中心。</p>	<p>本弁法でいう資金決済センターは、都市商業銀行資金決済センター・農信銀資金決済センター有限責任会社及び中国人民銀行が確定するその他資金決済センターを含む。</p>
<p>第二十六条 本办法所称非自然人，包括法人、其他组织和个体工商户。</p>	<p>第二十六条 本弁法でいう非自然人は、法人・その他組織及び個人工商業者を含む。</p>
<p>第二十七条 金融机构应当按照本办法所附的大额交易和可疑交易报告要素要求（要素内容见附件），制作大额交易报告和可疑交易报告的电子文件。具体的报告格式和填报要求由中国人民银行另行规定。</p>	<p>第二十七条 金融機関は、本弁法に付す大口取引及び不審取引報告の要素・要求（要素の内容は付属文書参照）に基づき、大口取引及び不審取引報告の電子文書を作成しなければならない。具体的な報告の書式及び記入・報告要求は、中国人民銀行が別途規定する。</p>
<p>第二十八条 中国反洗钱监测分析中心发现金融机构报送的大额交易报告或者可疑交易报告内容要素不全或者存在错误的，可以向</p>	<p>第二十八条 中国アンチマネーロンダリングモニタリング分析センターは、金融機関が送信・報告した大口取引或いは不審取引</p>

<p>提交報告の金融機関が補正通知を発出する場合は、金融機関は補正通知の受領日より5営業日以内に補正しなければならない。</p> <p>第二十九条 本辦法由中国人民银行负责解释。</p> <p>第三十条 本辦法自2017年7月1日起施行。中国人民银行2006年11月14日发布的《金融机构大额交易和可疑交易报告管理办法》（中国人民银行令〔2006〕第2号）和2007年6月11日发布的《金融机构报告涉嫌恐怖融资的可疑交易管理办法》（中国人民银行令〔2007〕第1号）同时废止。中国人民银行此前发布的大额交易和可疑交易报告的其他规定，与本辦法不一致的，以本辦法为准。</p>	<p>報告の内容・要素が不完全或いは誤りがあることを発見した場合、報告を提出した金融機関に補正通知を送付することができ、金融機関は補正通知の受領日より5営業日以内に補正しなければならない。</p> <p>第二十九条 本辦法は、中国人民银行が解釈の責を負う。</p> <p>第三十条 本辦法は2017年7月1日より施行する。中国人民银行が2006年11月14日に公布した《金融機関による大口取引及び不審取引報告管理辦法》（中国人民银行令〔2006〕第2号）及び2007年6月11日に公布した《金融機関によるテロ融資の嫌疑がかかる不審取引報告の管理辦法》（中国人民银行令〔2007〕第1号）は、同時に廃止する。中国人民银行がこれ以前に公布した大口取引及び不審取引報告のその他規定が、本辦法と一致しない場合、本辦法に準じる。</p>
--	---